

会員企業・STマーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会
会長 高須武男
〔会長印省略〕

日本玩具協会の輸入玩具安全対策の強化について（通知）

皆様には、平素から、当協会の玩具安全事業の推進にご協力を頂いておりますことに御礼を申し上げます。

さて、本年6月以降、米国で、基準値を上回る鉛が検出されたことを理由として中国製玩具の自主回収（リコール）が相次ぎ、また、我が国でも、その一部の玩具が自主回収されるなどの事態を受けて、輸入玩具の安全に対する社会の懸念が高まってきております。

日本玩具協会は、これまで、玩具業界の自主的措置である「玩具安全基準・玩具安全マーク制度」（「ST基準・STマーク制度」）を確実に実施することにより、我が国の玩具安全の確保に貢献してまいりました。

しかしながら、最近の状況を踏まえ、当協会としては、平成19年9月20日開催の理事会において「日本玩具協会の輸入玩具安全対策の強化について」（別添）を決定し、「ST基準・STマーク制度」の更なる普及を図りますとともに、その信頼性を一層高めるための措置を講ずることを決定いたしました。

会員企業・STマーク使用許諾契約者各位におかれましては、別添の決定を踏まえ、それぞれが可能な対応をして頂きますことをお願い申し上げます。

特に、クリスマス・年末商戦前の本年11月を「玩具安全推進月間」とし、玩具安全の一層の確保に向けて、会員企業各社において、各社の状況に応じ、それぞれSTマークの利用の推進を図っていくことを申し合わせておりますので、ご協力方宜しくお願い致します。

STマーク使用許諾契約者の皆様におかれましても、会員同様、ご協力の程宜しくお願い致します。

また、ST基準適合検査の有効期間は、来年1月から、現在の「4年」から「2年」に短縮されますので、この点も御承知置き頂ければと存じます（詳細は別添参照）。

なお、食品衛生法の玩具規制につきまして、最近の状況を踏まえ、厚生労働省において改定作業が進められています。

上記のように玩具安全を巡って状況が様々に動いていますので、当協会としましては、日玩協の輸入玩具安全対策の強化、食品衛生法玩具規制の改定の方角等について、説明会を開催し説明致したいと考えています。

説明会：10月15日（月）午後1－3時、浅草ビューホテル

御参加を希望されます方は、別添のFAXにて、日本玩具協会事務局まで御連絡をお願い致します。特に、品質に携わる責任者の方に出席頂きたいと考えております。宜しくお願い致します。

日本玩具協会の輸入玩具安全対策の強化について

平成 19 年 9 月 20 日

日本玩具協会・理事会決定

1. 玩具安全は、私ども玩具業界が最優先で取り組むべき事項である。
このため、日本玩具協会は、玩具業界の自主的な措置として、昭和 46 年に「玩具安全基準・玩具安全マーク制度」（「ST 基準・ST マーク制度」）を設立し、その実施を通じて、これまで 36 年にわたって日本の玩具安全の確保に努めてきた。
ST 基準は、基準内容が常に適切なものであるよう国際規格の動向等を踏まえて不断に見直してきている。また、ST マーク制度は、当該マークを付す際には、必ず第三者検査機関による基準適合性の確認を受けることが義務付けられており、国際的に見て大きな特色のある玩具安全制度である。
「ST 基準・ST マーク制度」は、その玩具がどこで製造されたかを問わず、我が国において販売される玩具の安全を確保することを目的としたものである。
我が国の玩具安全は、当協会の「ST 基準・ST マーク制度」に依るところが大きい。
2. しかしながら、最近の輸入品を巡る事故の報道や、塗料から基準値を超える鉛が検出されたことを理由とする玩具のリコールが米国で相次ぎ、また、その一部の製品が我が国でも自主回収されたことなどから、消費者の玩具安全に関する懸念が高まってきている。
こうした状況を踏まえ、当協会としても、輸入玩具の安全対策を更に推進し、「ST 基準・ST マーク制度」の玩具産業関係者間での一層の普及や、制度の信頼をより高めるための措置等を講ずることとし、一層の玩具安全を期していくこととする。
このため、下記の措置を講ずることとする。

記

1. クリスマス・年末商戦前の 11 月を「玩具安全推進月間」とし、メーカー各社において自社製品における ST マークの使用の推進、卸・小売等の玩具流通における ST マーク付製品の推奨、ST マーク使用許諾契約未締結企業への ST マークの活用の勧誘などを図ることとする。
このため、会員企業・ST マーク使用許諾契約企業 530 社に上記の旨を通知するとともに、事前に説明会等を開催して周知を図る。
2. ST マーク制度は、製造工場や材料を変更した場合には、その都度、ST 基準適合検査を再受検することになっているが、本制度の信頼性を一層向上させるために、2008 年 1 月以降の申請に係る ST 基準適合検査について、検査結果の有効期間を 4 年から 2 年に短縮する。

3. ST マーク使用許諾契約者（企業）は、自らの責任でその ST マーク付製品の ST 基準適合性を確保することになっているが、これら企業を取組を支援するために、「塗装」について、従来の重金属 8 元素試験に加え、「鉛」単独での試験を新設する。
4. 厚生労働省が検討を進めている食品衛生法の「指定玩具」・「規格基準」の改正について、当協会としても同省と密接な連携の下に協力を行う。
5. 現在行っている ST 基準（ST2002）の見直し作業（ST 基準第 1 部（物理的安全性）の改定）を鋭意進め、今年度中に新基準（ST2007）への移行を行う。

(対策実施の細則関係)

輸入玩具安全対策の実施に関し、所要の細則を次のとおり整備する。

1. 2008年1月以降の申請に係る、ST基準適合検査について、検査結果の有効期間を短縮(4年→2年)関係
 - (1) 更新に当たっては、(第1部・第2部は、基準の変更がない場合は(基準書の版が変わっていない場合は)、検査を行うことはせず)、第3部の検査のみを実施し、判定を行うものとする。

なお、海外検査機関の検査結果を利用する場合にあっては、別途、指定検査機関に更新手数料を支払うものとする。
 - (2) 検査の有効期間は、国内で製造する製品については「出荷の日」が、及び、輸入品にあっては「通関の日」が、(検査の合格の日を起点とする)2年間の範囲に入っているかによって判断する。
2. 「塗装」の鉛検査(重金属8元素方式)の検査料は、7,000円とする。
3. 「塗装」の鉛検査の新設に伴い、次のとおり検査方法の更なる整備・明確化を行う。

測定機器の性能向上を踏まえ、塗装について多色混合でのサンプリング(剥離)を採用し、基準値を検査する色の数で除した数値以上の鉛が検出されるかどうかを計測する。(最高8色まで)

当該数値以上の鉛が検出されたときは、当該検査に係る検体について基準値以上の鉛の溶出があるものとして取り扱う。

なお、検査依頼者の選択により、当該検体について色毎に鉛検査を行い、基準の適合性を判定することができる。